

2015年4月1日

# MMSニュース

吉富薬品株式会社

No.122

「精神科医療情報総合サイトe-らぽ〜る <http://www.e-rapport.jp/>」を開設しています。

MMSニュースのバックナンバーも掲載しております。

本文（表紙含め）：7枚

## 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定速報1

### 「報酬改定の基本的考え方と改定の主な内容」

この速報では平成27年度障害福祉サービス等報酬改定について告示（3月27日）等から精神科に係る主な改定内容を紹介します。詳細につきましては、告示・通知等でご確認下さい。

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定は、平成27年1月11日の厚生労働大臣と財務大臣との折衝を経て、平成27年度障害福祉サービス等報酬の改定率は±0%となっており、月額+1.2万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算の拡充を行うとともに、各サービスの収支状況や事業所の規模等に応じ、メリハリを付けた改定が行われました。

平成27年度報酬改定は、3つの基本的考え方（1. 福祉・介護職員の処遇改善、2. 障害児・者の地域移行・地域生活の支援、3. サービスの適正な実施等）に基づいて行われています。

改定速報1では、この3つの基本的考え方に基づく改定の主な概要について紹介します。

### 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定（±0%）

#### 報酬改定の基本的考え方

##### 1. 福祉・介護職員の処遇改善

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、**更なる上乘せ評価（福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分）を行うための新たな区分を創設。**
- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、**福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価**できるよう、福祉専門職員配置等加算の新たな区分を創設。

##### 2. 障害児・者の地域移行・地域生活の支援

- 重度の障害児・者が可能な限り、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設・病院からの**地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等を充実。**
- **個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応等**、地域生活の支援に係る必要な見直しを行うとともに、**障害者の就労に向けた取組等**を一層推進。
- 障害児支援については、特に支援の質を確保しつつ、家族等に対する相談援助や関係機関との連携の強化、重症心身障害児に対する支援の充実等。

##### 3. サービスの適正な実施等

- 「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「平成27年度報酬改定においては、サービス事業者の経営状況等を勘案して見直す」とされていること等を踏まえた、**サービスの適正実施等の観点からの所要の見直し。**

## 1. 福祉・介護職員の処遇改善

### (1) 福祉・介護職員処遇改善加算の拡充

	改定前	改定後	報酬	算定要件
福祉・介護職員処遇改善加算	新設	(Ⅰ)	総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ(新)定量的要件に適合
	(Ⅰ)	(Ⅱ)		加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のいずれかに適合し、(旧)定量的要件に適合
	(Ⅱ)	(Ⅲ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の90%を加算	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の算定要件のうち、キャリアパス要件又は(旧)定量的要件のいずれかに適合しない場合
	(Ⅲ)	(Ⅳ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の80%を加算	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の算定要件のうち、キャリアパス要件及び(旧)定量的要件のいずれにも適合しない場合
・従前の福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの名称を福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ・Ⅲ・Ⅳに変更 ・福祉・介護職員処遇改善加算ⅡからⅣの算定要件は従前のⅠからⅢの算定要件と同様				

キャリアパス要件	① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備
	② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保
(新)定量的要件	賃金以外の処遇改善の取組について、平成27年4月以降新たな取組を実施
(旧)定量的要件	賃金以外の処遇改善の取組について、平成20年10月から福祉・介護職員処遇改善計画書の届出の日の属する月の前月までに実施

平成27年度改定では、改定前の福祉・介護職員処遇改善加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価（福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分）を行うため、新たな区分【福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)】が新設されました。

算定要件としては、加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ(新)定量的要件に適合することが必要となります。

(新)定量的要件とは、平成27年4月以降実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していることが必要となります。

また、改定前の福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)の名称は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)・(Ⅲ)・(Ⅳ)に変更されましたが、算定要件は改定前と同様でキャリアパス要件と(旧)定量的要件が適用されます。

なお、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の報酬は、総単位数にサービス別の加算率（表1）を乗じた単位数となりますが、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)～(Ⅳ)の報酬は改定前と同様であり、変更されていません。

【 表 1 】

サービス名	福祉・介護職員処遇改善加算			
	I	II	III	IV
居宅介護	22.1%	12.3%	福祉・介護職員処遇改善加算(II)の90%を算定	福祉・介護職員処遇改善加算(II)の80%を算定
重度訪問介護	14.0%	7.8%		
同行援護	22.1%	12.3%		
行動援護	18.5%	10.3%		
療養介護	2.5%	1.4%		
生活介護	3.1%	1.7%		
重度障害者等包括支援	1.8%	1.0%		
施設入所支援	5.0%	2.8%		
自立訓練(機能訓練)	4.1%	2.3%		
自立訓練(生活訓練)	4.1%	2.3%		
就労移行支援	4.9%	2.7%		
就労継続支援A型	4.0%	2.2%		
就労移行支援B型	3.8%	2.1%		
共同生活援助(指定共同生活援助)	5.4%	3.0%		
共同生活援助(外部サービス利用型指定共同生活援助)	12.4%	6.9%		
児童発達支援	5.6%	3.1%		
医療型児童発達支援	10.6%	5.9%		
放課後等デイサービス	5.9%	3.3%		
保育所等訪問支援	5.8%	3.2%		
福祉型障害児入所施設	4.5%	2.5%		
医療型障害児入所支援	2.5%	1.4%		

(2) 福祉専門職員配置等加算の見直し

	改定前	改定後	報酬		算定要件
			①	②	
福祉専門職員配置等加算	新設	(I)	15 単位/日	10 単位/日	精神保健福祉士等が 35%以上雇用されている事業所
	(I)	(II)	10 単位/日	7 単位/日	精神保健福祉士等が 25%以上雇用されている事業所
	(II)	(III)	6 単位/日	4 単位/日	イ又はロに該当する事業所 イ：常勤職員割合 75%以上 ロ：勤続年数 3 年以上の常勤職員 30%以上
	・従前の福祉専門職員配置等加算 I・II の名称を福祉専門職員配置等加算 II・III に変更 ・福祉専門職員配置等加算 II・III の算定要件は従前の I・II の算定要件と同様				
	①：生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス ②：療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設				

良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価するため、新たな区分【福祉専門職員配置等加算(I)】が新設されました。新たな福祉専門職員配置等加算(I)の算定要件は、常勤の生活支援員等のうち、精神保健福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所となります。

なお、改定前の福祉専門職員配置等加算 (I)及び(II)の名称は、福祉専門職員配置等加算福祉・介護職員処遇改善加算(II)及び(III)に変更されましたが、算定要件及び報酬は改定前と同様であり、変更されていません。

## 2. 障害児・者の地域移行・地域生活の支援

平成27年度改定では、重度の障害児・者が可能な限り、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるように、施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等の評価を充実させ、個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応等、地域生活の支援に係る必要な見直しを行うとともに、障害者の就労に向けた取組等が一層推進されました。

また、障害児支援については、特に支援の質を確保しつつ、家族等に対する相談援助や関係機関との連携の強化、重症心身障害児に対する支援の充実等が図られました。

主な改定内容として、以下の通りとなります。

対象事業	主な改定内容	
短期入所	重度障害者支援加算の見直し	強度行動障害を有する者への支援を強化するため、現行の重度障害者支援加算に追加して加算
共同生活援助	基本報酬の充実	重度障害者の支援を強化するため、障害支援区分の高い利用者に係る報酬を充実
計画相談支援・障害児相談支援	特定事業所加算の新設	手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援が提供されている事業所を評価
地域移行支援	初回加算の新設	サービス利用の初期段階におけるアセスメント等に係る業務負担を評価
就労移行支援	就労定着支援体制加算の新設	一般就労への定着支援を充実・強化するため、現行の就労移行支援体制加算を廃止し、利用者の就労定着期間に着目した加算を創設
就労継続支援B型	目標工賃達成加算の見直し	工賃向上に向けた取組を推進するため、工賃が一定の水準に達している事業所を評価するための新たな加算区分を創設するとともに、現行の目標工賃達成加算の算定要件等を見直
障害児通所支援	児童指導員等配置加算の新設 (児童発達支援、放課後等デイサービス)	支援の質の確保を図る観点から、児童指導員等の一定の要件を満たす職員を配置している場合を評価
	事業所内相談支援加算の新設 (児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)	障害児通所支援事業所内で、家族等に相談援助を行った場合に月1回を限度として算定
	延長支援加算の拡充 (児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)	重症心身障害児に対する延長支援を行った場合の加算を拡充
障害児入所支援	有期有目的入所の評価 (医療型障害児入所施設)	有期有目的入所に係る基本報酬の区分を新たに設定し、90日目までを手厚く評価

### 3. サービスの適正な実施等

平成 27 年度改定では、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」において、「平成 27 年度報酬改定においては、サービス事業者の経営状況等を勘案して見直す」とされていること等を踏まえ、サービスの適正実施等の観点から以下のような見直しが行われました。

対象事業	主な改定内容	
居宅介護、療養介護、生活介護、自立訓練(機能)、自立訓練(生活)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設	基本報酬の見直し	介護報酬改定の動向や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直すが、特に事業所規模や障害支援区分の高い利用者に配慮
生活介護、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	開所時間減算の見直し	改定前の開所時間減算について、4時間未満の区分の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設定
就労継続支援A型	短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し	短時間利用に係る減算の仕組みについて、個々の利用者の利用実態を踏まえたものとなるよう見直し
日中活動系サービス、短期入所、宿泊型自立訓練、重度障害者等包括支援、児童発達支援、医療型児童発達支援	食事提供体制加算の適用期限の延長等	平成27年3月31日までとなっている時限措置について平成30年3月31日まで延長するとともに、費用の実態を踏まえ、加算単位の見直し
施設サービス	補足給付の見直し	食費・光熱水費の実態を踏まえ、基準費用額を見直し

4. その他の障害福祉サービス等における共通的事項

共通事項	改定前	改定後	算定対象 等		
食事提供体制加算	平成27年3月31日	平成30年3月31日	取得実態を踏まえ、適用期限の延長		
	42単位/日	30単位/日	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型		
	68単位/日	48単位/日	短期入所・宿泊型自立訓練、重度障害者等包括支援の短期入所		
栄養マネジメント加算	10単位/日	12単位/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設入所者に対して栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、加算単位を引上げ</li> <li>●常勤の栄養管理士を配置し、栄養ケア計画を作成して栄養管理を行っている場合</li> </ul>		
	常勤の栄養管理士(平成27年3月31日までは栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士を含む)を配置	常勤の栄養管理士を配置	平成27年3月31日までとなっている管理栄養士の配置要件の経過措置を廃止		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	+41単位/日	+41単位/日	算定対象	日中活動系サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所支援</li> <li>・宿泊型自立訓練</li> <li>・共同生活援助</li> </ul>	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある利用者が利用者数の30%以上で、常勤の視覚障害者等の生活支援に従事する従事者を利用者に対して50:1以上配置
	新規				
送迎加算	原則、事業所と居宅間	事業所の最寄駅や集合場所も加算の対象に追加	送迎場所の対象拡大		
	宿泊型自立訓練	廃止	算定実績を踏まえ廃止		
	(I) +27単位/片道 ③都道府県の独自基準	(I) +27単位/片道 ③の要件を廃止	①1回の送迎に平均10人以上利用、かつ②週3回以上の送迎実施の場合 地域による算定基準の格差解消のため		
	新設	(II) +13単位/片道	上記①又は②のどちらかを満たす場合 (送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和) 算定対象 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型		
サービス管理責任者	サービス管理責任者等の配置に係る研修終了の猶予措置(平成27年3月31日までの経過措置)	「平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置」を廃止	指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間の猶予措置は、3年間の経過措置を設けた上で廃止		

(1) 食事提供体制加算

生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型では、低所得の利用者の食費負担が原材料費相当のみとなるように、平成27年3月31日までの時限措置として食事提供体制加算が設けられていましたが、加算の取得実態を踏まえ、平成30年3月31日まで延長されました。また、食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の加算単位が引き下げられました。

(2) 栄養マネジメント加算

施設に入所している利用者について、栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、施設入所支援及び福祉型障害児入所施設の加算単位が1日10単位から1日14単位に引き上げられました。

また、平成 27 年 3 月 31 日までの管理栄養士の配置要件の経過措置（平成 27 年 3 月 31 日までは栄養管理業務に関し 5 年以上の実務経験を有する栄養士を含む）は、管理栄養士の役割や配置状況等を踏まえ廃止され、平成 27 年 4 月 1 日以降は常勤の栄養管理士の配置が必要となります。

### （3）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

コミュニケーション等に重大な支障がある視覚・聴覚言語障害者に対する生活の支援を適切に評価する観点から、日中活動系サービスのみ算定できる視覚・聴覚言語障害者支援体制加算は、平成 27 年度改定では施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助も算定対象となりました。

### （4）送迎加算

送迎加算については、平成 23 年度まで障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業として行われていた経緯から、これまで都道府県が認める基準により加算を算定できる取扱いとされてきました。そのため、地域により算定基準に格差が生じていることから、都道府県の独自基準による取扱いを廃止するとともに、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型）については、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した加算区分（送迎加算Ⅱ：13 単位/片道）が新たに設けられました。

また、原則として事業所と居宅間の送迎のみとされている取扱いについては、送迎加算を算定する全てのサービスにおいて、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎についても加算の対象となりました。

なお、宿泊型自立訓練に係る送迎加算については、算定実績を踏まえ、廃止されました。

### （5）サービス管理責任者

平成 27 年 3 月 31 日までの経過措置とされている平成 24 年 4 月 1 日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置（サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置）については、廃止されました。また、指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした 1 年間の猶予措置については、3 年間の経過措置を設けた上で廃止されます。

児童発達支援管理責任者について、平成 27 年 4 月 1 日から 3 年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として 1 年間の猶予措置を設けられます（平成 27 年 4 月 1 日前から事業を行っている場合は、平成 28 年 3 月 31 日までとする。）。また、やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して 1 年間の猶予措置が設けられます。

以上